

廃棄物管理責任者 講習会資料

～事業系ごみの適正処理に向けて～



宇都宮市 ごみ減量課



目次



はじめに

- 1 事業系ごみについて
- 2 事業者の責務
- 3 廃棄物管理責任者とは
- 4 事業所訪問調査
- 5 適正処理に向けたチェックポイント
- 6 事業系ごみの処理方法
- 7 注意が必要な事例
- 8 事業所訪問で発見された不備事例への対応
- 9 廃棄物に係る提出書類

まとめ

はじめに

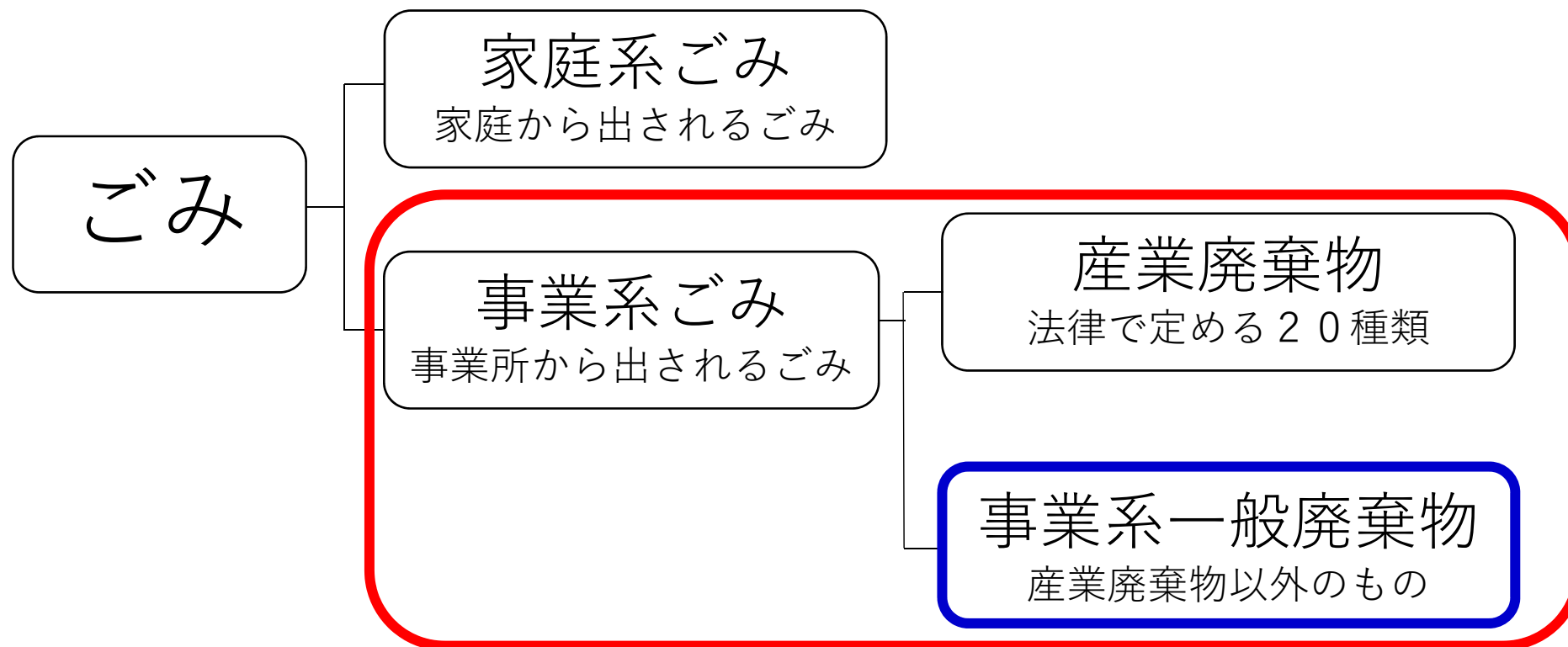
本資料は、廃棄物管理責任者の方向けに、**廃棄物の適正処理に基本的な知識**や**注意が必要な内容**を紹介するものです。

本市では、事業系ごみの排出・分別状況について、事業所訪問調査により、確認させていただいております。

本資料を御覧いただき、貴事業所における事業系ごみの分別徹底や適正処理に御活用いただければ幸いです。

1 事業系ごみについて

事業活動に伴って排出される廃棄物（事業系ごみ）は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けられます。

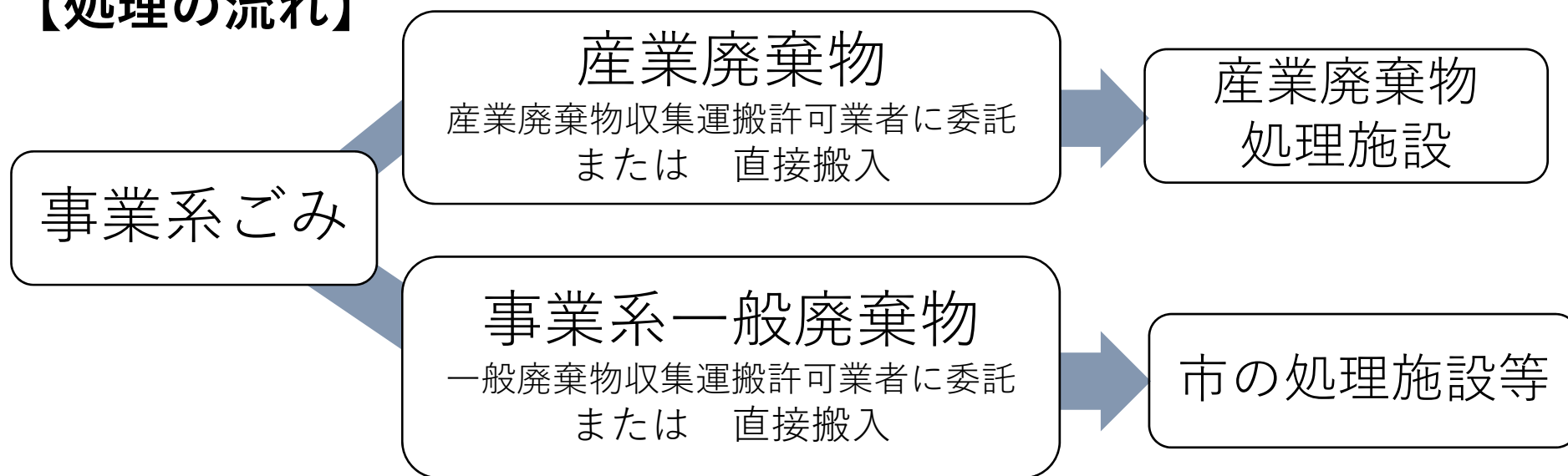


※法律で定める20種類に該当しなければ、事業系一般廃棄物

1 事業系ごみについて

事業系ごみは、それぞれの区分に従って処理することになります。

【処理の流れ】



**事業系ごみを地域のごみステーションに出すことは
できません**

2 事業者の責務

排出事業者は、事業系ごみを自らの責任において適正に処理しなければなりません。（廃棄物処理法第3条）

排出事業者の責任範囲（委託処理の場合も同じ）

排出

中間処理

最終処分
(再生)



収集運搬を委託している場合でも、廃棄物の適正処理等に関する責任は排出事業者にあります。

⇒事業系ごみ適正処理マニュアルP3参照

2 事業者の責務 – 関連罰則 –

違反内容	廃棄物処理法	罰則
委託基準違反	第25条第1項第6号	5年以下の懲役若しくは 1,000万円以下の罰金 又はこれの併科
不法投棄	第25条第1項第14号	
産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 交付義務違反, 記載義務 違反, 虚偽記載	第27条の2第1号	1年以下の懲役又は100万 円以下の罰金
産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 保存義務違反	第27条の2第5号	
立入検査拒否、妨害、 忌避	第30条第8号	30万円以下の罰金

適正な処理がされていない場合,
罰則が適用される場合があります。

3 廃棄物管理責任者とは

■廃棄物管理責任者の設置

宇都宮市では、市条例（※）において、事業用大規模建築物の所有者等（**大規模事業所**）に対して、当該建築物から排出される**廃棄物の減量及び適正な処理を行うための責任者（廃棄物管理責任者）**を置くことと定めています。

※宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条の5

【廃棄物管理責任者に求められる役割】

- **ごみの種類**や**適正処理の方法などを把握**する
- 当該建築物から排出される**ごみの処理状況を把握**する
- 当該建築物において、**ごみの減量及び適正処理を行うリーダー**となり、従業員やテナント、その他関係者と、具体的な企画・調整や助言・指導を行う

4 事業所訪問調査－大規模事業所訪問－

本市では、大規模事業所に対して、2年に1度、下記の訪問調査を実施しています。

【大規模事業所とは】 ※次のいずれかに該当する事業所

- ①特定建築物
- ②大規模小売店舗
- ③年間事業系一般廃棄物を50t以上排出する事業所

【調査の概要】

訪問時期	6月上旬～2月下旬
確認内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 毎年報告いただいている事業系一般廃棄物減量等計画書の内容確認 ② 排出状況の確認 ③ 前回訪問時からの排出状況の変化
訪問時間	30分～1時間程度
その他	改善が必要と判断した事業所には、一定の期間をおいて再度訪問させていただきます

4 事業所訪問調査－中規模事業所訪問－

本市では、次の事業所を中規模事業所として位置付け、2年に1度、下記の訪問調査を実施しています。

【中規模事業所とは】

年間事業系一般廃棄物を20t以上50t未満を排出する事業所

【調査の概要】

訪問時期	4月中旬～2月下旬
確認内容	① 排出状況の確認 ② 前回訪問時からの排出状況の変化
訪問時間	30分～1時間程度
その他	改善が必要と判断した事業所には、一定の期間をおいて再度訪問させていただきます

4 事業所訪問調査－よく見られる指摘事項－

特に多い指摘事項は…

**産業廃棄物の処理委託契
約書はありますか？**

- ✓ 産業廃棄物を排出しているのに、産業廃棄物の収集運搬・処分の委託契約がない。
- ✓ 産業廃棄物（廃プラスチック類等）を分別しているのに、市の処理施設に搬入している。（産業廃棄物として処理していない。）



**収運業者がどこの処理施
設に搬入しているか把握
していますか？**

チェックリストを活用し、適正な処理がされているかご確認をお願いいたします。

5 適正処理に向けたチェックポイント

事業所訪問時に確認する主な項目です。セルフチェックに御活用ください。

『事業系一般廃棄物減量等計画書』の提出		チェッ ク
1	事業系一般廃棄物減量等計画書を提出期限内(5/31まで)に提出しているか	
産業廃棄物の適正処理		チェッ ク
分 別	「廃プラスチック類」が分別されているか	
	「金属くず」が分別されているか	
	「廃油」が分別されているか	
	その他, 上記以外の産業廃棄物が分別されているか	
契 約 書	産業廃棄物の処理委託契約書があるか又は自己運搬しているか	
	処理委託契約書に排出する廃棄物の種類が記載されているか	
	処理委託契約書の有効期間は適切か	
管 理 票	産業廃棄物管理票(マニフェスト)を保存しているか (保存期限 5年)	
環 境	従業員が使用するごみ箱は, 廃棄物の種類ごとに設置されているか	

すべての大規模事業所が提出対象です。

廃プラスチック類が焼却ごみに混入していませんか?
(混入事例が多く見られます。)

産業廃棄物の処理を委託する場合, 書面契約が必要です。

5年保管が必要です。

5 適正処理に向けたチェックポイント

事業所訪問時に確認する主な項目です。セルフチェックに御活用ください。

一般廃棄物の適正処理		チェック
3 分 別	「資源化できる紙」が分別されているか	
	「ダンボール」が分別されているか	
	焼却ごみに「焼却ごみ以外」が混在していないか	
	その他、上記以外の一般廃棄物が分別されているか	
	「ペットボトル」は、汚れを落としキャップやラベルを外した資源化可能な状態か (事業系一廃とみなして処理する場合)	
	「プラスチック製容器包装」は、汚れを落とした資源化可能な状態か (事業系一廃とみなして処理する場合)	
	プラスチック製容器包装に「廃プラスチック類(産廃)」が混在していないか (事業系一廃とみなして処理する場合)	
契 約	一般廃棄物の処理委託契約があるか又は自己運搬しているか	
	排出する廃棄物の種類が契約されているか	
	有効期間は適切か	
環 境	従業員が使用するごみ箱は、廃棄物の種類ごとに設置されているか	

資源化できる紙が焼却ごみに混入していませんか？

「みなし一廃」として処理する場合は、市の受け入れルールを守ることが条件となります。

従業員が分別できる環境(ごみ箱の設置)が必要です。

5 適正処理に向けたチェックポイント

事業所訪問時に確認する主な項目です。セルフチェックに御活用ください。

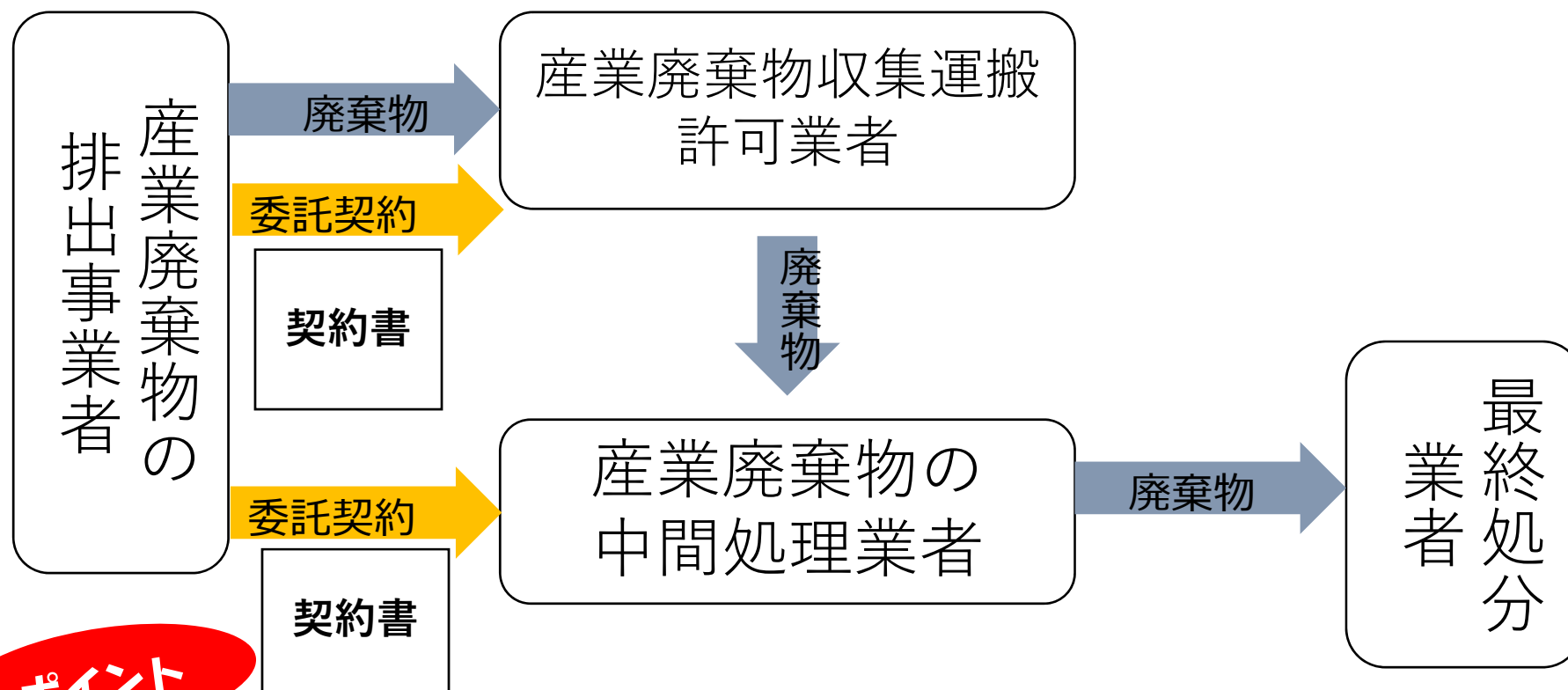
保管庫の状況		チェック	
4	環境	悪臭が発生していないか	
		汚水が流出していないか	
		搬入や搬出の作業（通路・扉の開閉等）に支障がないか	
	保管	廃棄物を種類ごとに保管できる場所が確保できているか	
		廃棄物の種類ごとに表示しているか	
		廃棄物の排出量に応じた保管場所が確保されているか（確保できない場合、収集頻度は適切か）	
		廃棄物の種類ごとに整理整頓し、保管されているか	
食品リサイクルについて		チェック	
5	生ごみの発生量を把握しているか		
	売れ残りの食品廃棄物を減らす等、発生抑制に努めているか（排出量の前年度比較）		
	食品廃棄物のリサイクルを実施しているか <input type="checkbox"/> 再生利用（マテリアル）：肥料，飼料 <input type="checkbox"/> 熱回収（サーマル）		

周辺に廃棄物が飛散・流出しないよう保管できていますか？

種類ごとに表示はありますか？

食品廃棄物の発生抑制と再生利用が、事業者の努力義務となっていますので、取組状況を確認させていただきます。

6 事業系ごみの処理方法 - 産業廃棄物 -



- 産業廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬業者・中間処理業者それぞれと委託契約を書面で交わす必要があります。

⇒事業系ごみ適正処理マニュアルP7, P8参照

6 事業系ごみの処理方法 - 産業廃棄物 -

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	20816034875	整理番号		交付担当者	氏名
排出者 (事業者)	氏名又は名称			名称			
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号			
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷役	
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	産業廃棄物の名称		
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器(ず)	<input type="checkbox"/> 7010 引火性薬液(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)	有害物質等		
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 紙くず	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)	処分方法		
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)	備考・通信欄		
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号産業廃棄物(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等				
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系部不燃物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等				
<input type="checkbox"/> 1000 動物物性残さ	<input type="checkbox"/> 4100 動物系部不燃物	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥					
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 4200 動物系部不燃物	<input type="checkbox"/> 7423 紙くず(有害)					
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称			名称			
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号			
処分受託者	氏名又は名称			名称			
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号			
運搬の交付	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	運出年月日	平成 年 月 日	有効物質量	数量(及び単位)		
処分の交付	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	処分年月日	平成 年 月 日	最終処分 終了年月日	平成 年 月 日		
最終処分 を行った場所	(委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)						
(直行用)	発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会						
	照合確認		B 票	平成 年 月 日			
			D 票	平成 年 月 日			
			E 票	平成 年 月 日			

ポイント

- ❑ 産業廃棄物を排出した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が必要です。
- ❑ 5年間の保存が必要です。

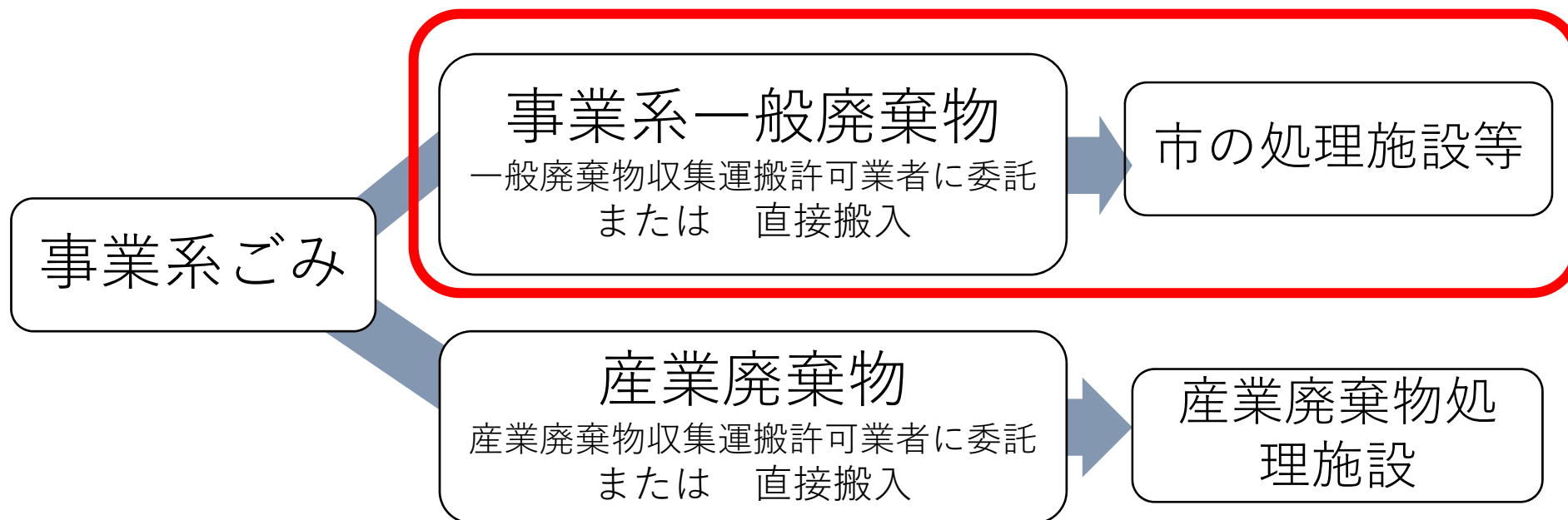
⇒事業系ごみ適正処理マニュアルP9, P10参照

6 事業系ごみの処理方法－事業系一般廃棄物－

➤ 以下のいずれかの方法により，処理してください。

①収集運搬許可業者に委託

②清掃工場へ直接持ち込む（事業系一般廃棄物）



6 事業系ごみの処理方法－事業系一般廃棄物－

紙類を分別すると
処理料金を抑えられます！

事業系一般廃棄物は、下記施設で受け入れています。

施設名	取り扱い品目	処理手数料
(株) エスケーシー 宇都宮市長岡町413-1 TEL: 028-621-6221	新聞・雑誌・段ボール・その他の紙・紙パック・布類	37円/10kg. (税込)
エコプラセンター下荒針 宇都宮市下荒針町2678-176 TEL: 028-648-4631	プラスチック製容器包装・白色トレイ	226円/10kg. (税込)
クリーンパーク茂原 宇都宮市茂原町777-1 TEL: 028-654-0018	焼却・危険・不燃・びん・缶・ペットボトル・粗大ごみ	226円/10kg. (税込)
クリーンセンター下田原 宇都宮市下田原町3435 TEL: 028-672-1997	焼却・可燃性粗大ごみ	226円/10kg. (税込)

6 事業系ごみの処理方法－みなし－廃－

○原則として産業廃棄物であるが、 本市では事業系一般廃棄物とみなすもの ＝みなし－廃

原則として産業廃棄物であるが、下記のいずれかの基準を満たしている場合、事業系一般廃棄物とみなし、市内清掃工場にて受入することも可能です。

基準 1 従業員等の飲食などに伴うもの（生活系廃棄物）

基準 2 製造・流通・販売等の本来業務以外で臨時的に発生するもの

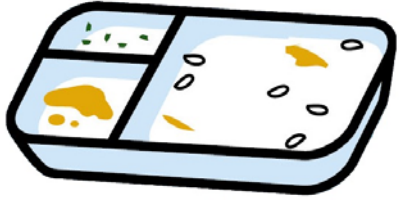


上記の基準を満たさないものは、産業廃棄物として適正に処理してください。

※詳しくは「事業系ごみ適正処理マニュアル」のP5を参照


6 事業系ごみの処理方法－みなし－廃－

ケース1：お昼に食べたお弁当の容器（ご飯粒やタレ等が付着したまま）

排出場所	処理方法
<p>事業所（職場） から出る場合</p> 	<p>○産業廃棄物 （廃プラスチック類）</p> <p>または</p> <p>○原則として産業廃棄物であるが従業員等の飲食などに伴うもの（生活系廃棄物）なので、汚れを落とし、資源化が可能な状態であれば事業系一般廃棄物のプラスチック製容器包装として処理も可能</p> <p>搬入先はエコプラセンター 下荒針です！</p> <p>※洗淨や分別が不十分で資源化が不可能なものは、焼却ごみとして受入しませんので、産業廃棄物として適正に処理してください。</p>

6 事業系ごみの処理方法－みなし－廃－

ケース2：従業員が休憩時に使用していたマグカップ・湯呑み

排出場所	処理方法
<p>事業所（職場）から出る場合</p> 	<p>○産業廃棄物 （ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）</p> <p>または</p> <p>○原則として産業廃棄物であるが本来業務以外で臨時的に発生したもののなので<u>事業系一般廃棄物の不燃ごみ</u>として処理も可能 ※受入数量に制限あり</p>


6 事業系ごみの処理方法－みなし－廃－

間違えやすいもの＝廃プラスチック類

本来業務から排出
される場合は、
全て産業廃棄物です！

PPバンドの混入が
多く見られます！



 上記のような、製造・流通・販売等の本来業務から排出された産業廃棄物（廃プラスチック類など）は、みなし－廃として受け入れできませんのでご注意ください！

7 注意が必要な事例① – 分別の不徹底 –

指摘事項：焼却ごみに、廃プラスチック類（産業廃棄物）と資源化できる紙（一般廃棄物）が混在している。

⇒ ごみの種類ごとに適正に分別してください。



ビニール（廃プラスチック類）の混入

資源化できる紙の混入

7 注意が必要な事例② – 分別の不徹底 –

指摘事項：資源化できる紙の分別を徹底してください



お菓子の箱やメモ用紙など

封筒やチラシ，箱など

7 注意が必要な事例③ ー 産業廃棄物処理契約の未締結 ー

指摘事項：きちんと産業廃棄物（廃プラスチック類）を
分別しているのに、焼却ごみ（一般廃棄物）として
処理している。

⇒ 「廃プラスチック類」は産業廃棄物として収集運搬・処分に
関する契約を行い、適正に処理してください。



7 注意が必要な事例④ – ごみ保管庫の悪臭・汚水の発生 ・廃棄物の保管表示なし –

指摘事項：廃棄物が混在しないよう保管庫内を ごみの種類ごとに整理整頓（表示を含む） し、分別しやすい環境を整備してください。

⇒ 悪臭・汚水が発生しないよう保管庫内の清潔の保持 に努めてください。



廃棄物の種類ごとに表示がない

悪臭・汚水の発生

7 注意が必要な事例⑤ – 展開調査での発見事例 –

市では、市清掃工場において、処理不適物の混入がないかを調査するため、**事業系ごみの中身を確認する展開調査を実施**しています。

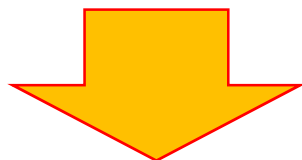


焼却ごみの中に、PPバンド（産業廃棄物の「廃プラスチック類」）が混入

本来、クリーンパーク茂原やクリーンセンター下田原（市清掃工場）へは搬入できない物です。不適正な混入が見つかった場合は、**指導の対象となりますので、適正な分別をお願いいたします。**

8 事業所訪問で発見された不備事例への対応

改善すべき事項が発見された場合、改善事項を記載した訪問結果を通知いたします。



改善状況の確認のため、一定の期間をおいて再度訪問させていただきます場合もあります。

今一度、取組状況の再確認をお願いいたします。

【特に確認する調査項目】

- 産業廃棄物 処理契約の締結有無
- 産業廃棄物（廃プラスチック類）などの 分別
- 資源化できる紙類の 分別
- 集積所における種類ごとの 保管，表示

9 廃棄物に関する提出書類

排出事業者には、法令等により下記の書類の**提出が義務**付けられていますので、御対応をお願いいたします。

報告書類	対象者	×切	提出先
事業系一般廃棄物減量等計画書	事業用大規模事業所の所有者等	<u>毎年</u> <u>5月31日</u>	宇都宮市 ごみ減量課 宇都宮市旭1-1-5 お問い合わせ先 028-632-2414
廃棄物管理責任者選任（変更）届出	事業用大規模事業所の所有者等	<u>選任・変更の</u> <u>あった日から</u> <u>30日以内</u>	
事業系一般廃棄物減量等計画書記載事項変更届出書	事業用大規模事業所の所有者等	<u>年度内に計画書の記載事項に変更があった場合</u>	

9 廃棄物に関する提出書類

排出事業者には、法令等により下記の書類の**提出が義務**付けられていますので、御対応をお願いいたします。

報告書類	対象者	※切	提出先
産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 交付等状況報告書	前年度に紙マニ フェストを交付し た事業者	毎年 6月30日	宇都宮市 廃棄物政策課 宇都宮市旭1-1-5
産業廃棄物処理計 画書，同実施状況 報告書	前年度の産業廃棄 物の発生量が 合計 1,000トン以上		お問い合わせ先 028-632-2928
特別管理産業廃棄 物処理計画書，同 実施状況報告書	前年度の特別管理 産業廃棄物の発生 量が 合計50トン 以上		

まとめ

- 事業系ごみは，事業者の責任において適正に処理しなければなりません。
- 事業所訪問時に排出状況を確認させていただくため，事前に適正処理がされているかセルフチェックをお願いいたします。
- 引き続き事業系ごみの適正処理，ごみの減量化にご協力のほどよろしくをお願いいたします。